

◎新潟県告示第347号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新潟地域振興局新津地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成29年3月28日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 290号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
五泉市中川新字立野560番1から 同市中川新字宮ノ元636番まで	新	9.1～23.0メートル	400.5メートル
	旧	(A)9.0～17.0メートル	400.5メートル
		(B)9.1～21.0メートル	396.4メートル

備考 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。